

答弁書第一二号

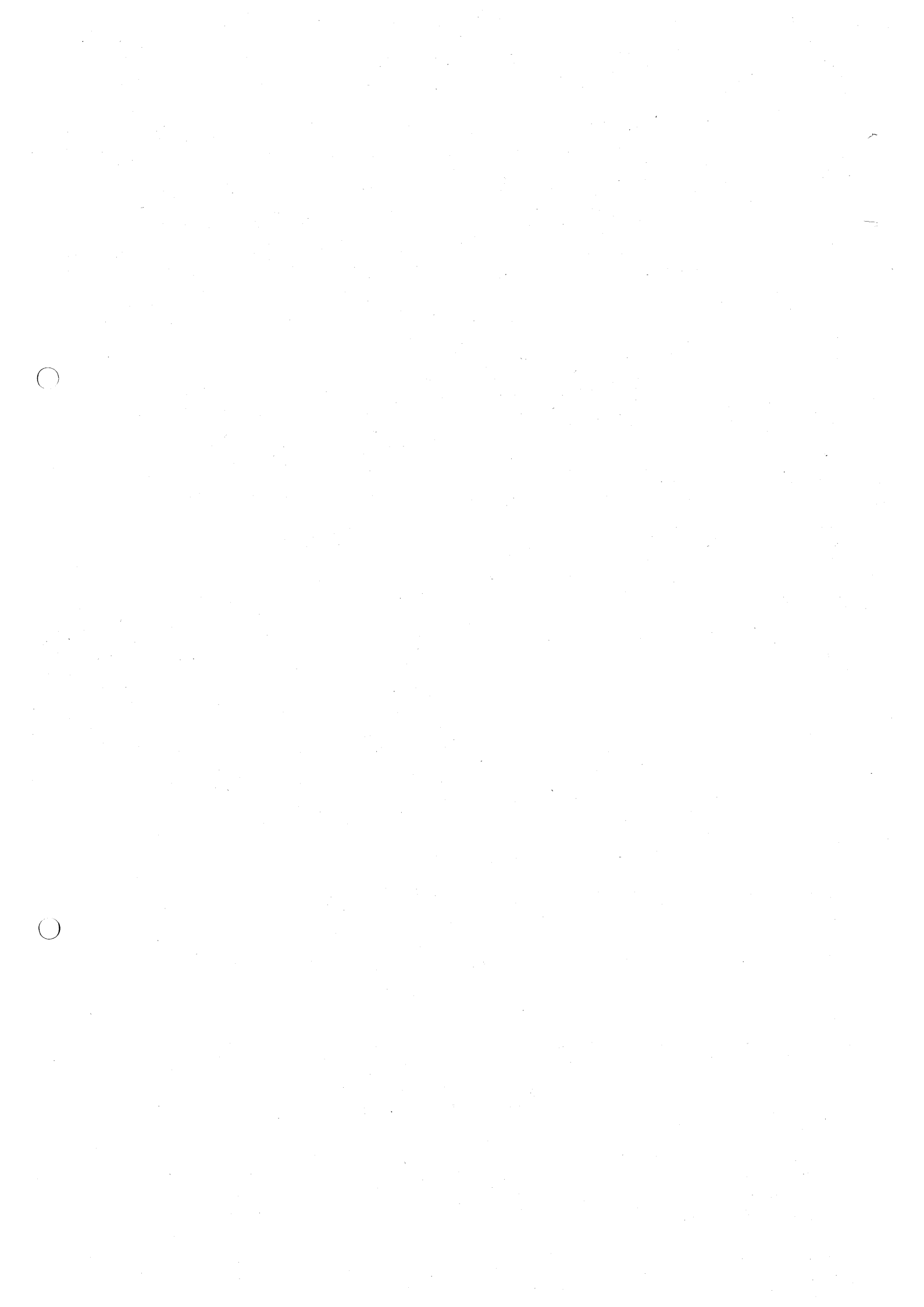
内閣参質一九七第一二号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員山本太郎君提出「面従腹背」と「内部告発」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出「面従腹背」と「内部告発」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

御指摘の発言は、文部科学省職員に対して、情報管理を徹底することが重要である旨を一般論として述べたものであり、職員が公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）第三条各号に定める公益通報をすることを否定するものではないと認識している。

三について

御指摘の「財務省改革案と同様の省内改革」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、文部科学省における近時の再就職等規制違反事案や幹部職員が逮捕された事案等を真摯に反省し、組織を立て直して強化することで、所掌事務に関する行政課題の解決に向けた取組を一層

前進させる旨の決意を表明したものである。